

2019(平成31)年度 人権啓発冊子

# ヒューマンライツ

～ だれもが しあわせにくらせる社会へ ～

## 思いやりで



別府市立青山中学校 2年

ちば あゆか

千葉 歩花



別府市長賞

平成30年度 別府市小・中学生「人権ポスター」

## 笑顔 を 救 お う

～「ヒューマンライツ」の作成にあたって～

人権とは、幸せに生きるための権利で、私たち一人ひとりに平等に与えられたものです。

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を、まず大人が身につけ、さらに子どもたちにも身につけさせるために、学校・家庭・地域が連携し、育んでいくことは、私たち大人の責任でもあります。

今回の「ヒューマンライツ」は、おもに2016(平成28)年12月に施行された「部落差別解消推進法」について、作成しました。

わたしたち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。

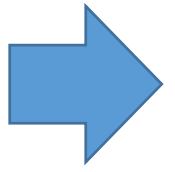


別府市



## Q そっとしておけば部落差別はなくなるのですか？

**A いいえ、なくなりません。むしろ、部落差別は助長されています。**



「人権問題に関する別府市民意識調査〔平成 27(2015)年〕」では、次のような意見が出されました。

- ◇とり上げることで問題がかえって大きくなると思われる。知らないでよい事も知ってしまう。
- ◇人権問題、特に同和問題に関しては、寝ている子を起こすような感じがします。もっと別の課題に前向きに時間を費やした方が得策かと思いますが、間違っているのでしょうか。

部落差別についての学習を進める中で、上記のような疑問はよく出されます。「今ではもう差別がなくなっている」「何も知らない人に教えたら差別が広がる」「何もしなければ自然と差別はなくなる」というこの考え方は「寝た子を起こすな」論などと呼ばれています。では、そっとしておけば部落差別はなくなっていくのでしょうか？

### 全国で差別事件、差別事象は発生しています。



- ☆2018（平成 30）年 4 月 大手企業管理職による「〇〇近くは危ない」という差別発言
- ☆2017（平成 29）年 3 月 インターネットの掲示板に差別書き込み
- ☆2016（平成 28）年 4 月 「全国部落調査」復刻版出版差別事件
- ☆2015（平成 27）年 5 月 差別文書大量ばらまき事件
- ☆2011（平成 23）年 11 月 戸籍謄本等の不正取得事件
- ☆2007（平成 19）年 1 月 土地差別調査事件



現在も差別は存在しています。また、差別を受ける不安から出身であることを隠して、「部落の人とはつきあわないほうがよい」と親友から言われ、つらい思いをしている人もいます。部落出身だという理由で採用を断る企業が今もあります。結婚を引き裂かれた人もいます。「そっとしておけば差別はなくなるのに…」という考え方は、そんなくやしい思いをしている人に対して、「がまんしなさい」「黙っていなさい」ということと同じです。もしも、あなたの家族が学校や職場や地域で、「仲間はずれ」にされたとしても、あなたは「がまんしなさい」「黙っていなさい」と言うのでしょうか。あなたも黙ったままでいるのでしょうか。部落差別に限らず、被害にあった人がそれを問題として訴えることは当然の権利であり、否定されてはならないことです。

今や、寝た子はインターネットで起こされる時代です。そっさせられない以上、部落差別について正しく学ばないと誤った認識を持ち、差別が助長され、インターネットで拡散されてしまいます。

## Q 私は差別するつもりはありません。それでも、部落差別を学ぶことは必要ですか？



A 必要です。自分が差別をするつもりがなくても、さまざまな角度から差別とのかかわりがあります。その時に、正しい認識を持っていなければ、知らないうちに差別してしまっていたり、傷つけてしまっていたりする場合があります。学習して、差別をなくし、差別をさせない人になることが大切です。

# だから「部落差別解消推進法」があるのです

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年12月16日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公共団体の責務を定め、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うこととしています。

では、どんなときに差別意識があらわれてくるのでしょうか？

差別意識は、自分と密接に関係することが起きた時に、現れてきます。

**結婚、土地や住宅の購入など**

これは、2015（平成27）年度別府市民意識調査です。

Q：あなたのお子さん、または兄弟姉妹、親族（身内の方）が同和地区の人と結婚するとしたらあなたはどうしますか。あなたの考えに最も近いのはどれですか。



身内の結婚に際して、相手が「同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」が37.3%と一番多くなっています。しかし、「同和地区出身でない方がよいが、反対はしない」「反対するが、本人の意思が強ければやむをえない」という消極的賛成の人は25.3%、また、「絶対に反対する」が2.8%と、同和地区出身者との結婚を歓迎しない人が4人に一人以上はいるという結果が出ています。この結果から、市民の間にも差別意識が残っており、いまだに部落差別が解消されていないことがうかがえます。

では、差別をなくすために、私たちにできることは何でしょうか？

差別に苦しんでいる人が話をしてくれたら、「私は気にしないよ」と言って話を終わらせず、その人の思いをたくさん聞いて「差別する方がおかしい。まちがっている。学習して一緒に差別をなくしていきましょう。」と支える側に立ちます。

インターネットで部落差別の情報が流されていても、それを鵜呑みにしたり、拡散したりして、差別に加担する人にならないようにします。

差別について知らないと、気づかいうちに差別する側になるかもしれません。歴史や法律は難しいけれど、正しく知ること、学ぶことが、差別に気づき、差別をなくす大きな力になります。



# だれもが、ともに気持ちよく暮らせる社会にしましょう

## 「障害者差別解消法」

2016（平成28）年4月1日スタート  
（正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）

こんなことが起きています  
（内閣府リーフレットより）

① 車椅子でお店に入ろうとしたら、入店を断られた。

② アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝えると、部屋を貸してくれなかった。

③ スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。



④ 災害時の避難所で、聴覚障がいの人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

⑤ 役所の会議に呼ばれたのでわかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、対応してもらえなかった。

「障害者差別解消法」では「**不当な差別的取扱い**」の禁止（上の①②③）、「**合理的配慮**」の提供（上の④⑤）が求められています。

### 合理的配慮の具体例

- ☆ 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- ☆ 意思を伝え合うために、絵・写真・カード・タブレット端末などを使う。
- ☆ 障がいのある人から「自分で書類を書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられた時、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ☆ 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

「障がい」はその人自身にあるのではなく、「社会」の側にあるという考え方のもとに、障がいのある人の意思を尊重した対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

## 「ヘイトスピーチ解消法」

2016（平成28）年6月3日スタート  
（正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）

こんなことが起きています  
（法務省が示したヘイトスピーチの例）

脅迫的な言動



「**本邦外出身者**」とはこの法律において「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者またはその子孫であって、適法に居住するもの」と表現されています。

地域社会からの排除をあおる言動

特定の国・地域の出身者を蔑称で呼ぶような著しく侮辱する言動

「**ヘイトスピーチ**」とは「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、または著しく侮蔑するなど、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をいい、人種差別・民族差別に当たります。

ヘイトスピーチの言葉や看板等の表現を鵜呑みにすると、差別意識を植え付けられてしまう恐れがあります。不特定多数に差別意識を広げることが、ヘイトスピーチをする人たちのねらいなのです。

国連では2001年に「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」を定めていますが、ヘイトスピーチがいかにか人を傷つけるものか、差別意識をあおり、著しく侮辱することがいかにか不当なことか国際的にも明らかです。

困ったときの  
相談窓口

みんなの人権 110 番（平日 8:30～17:15 受付）  
ナビダイヤル 0570-003-110

## ～「登録型本人通知制度」に登録していますか～

現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取ることができ個人情報を得ることが可能です。しかし、これを悪用した事件が各地で発生しており、その依頼内容は結婚等に際しての身元調査が大半でした。この身元調査の背景には、いまだに残る同和地区出身者に対する根深い偏見や差別意識があります。他者の人権を侵害する目的で、あるいは人権侵害と認識せずに調査会社等に依頼することは大きな問題です。県内においても平成29年に住民票と戸籍謄本の写しなどの不正取得事件が起きました。この事件は「登録型本人通知制度」によって発覚しました。

**「登録型本人通知制度」に登録し、  
悪質な人権侵害を防ぎましょう。**



いつ、私の住民票を取ったんだろう？

登録型本人通知制度とは、自治体が住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。

場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。

手続き

市役所の市民課・各出張所に申請書があります。印鑑と身分証明書があれば登録できます。**登録期間…永年**

本人・家族（住民票は同一世帯。戸籍は配偶者、同じ戸籍に記載されている方及び直系の方）以外の者が住民票・戸籍等を取得した場合に、その事実を本人に通知します。**交付通知が届く…確認や対応ができる**

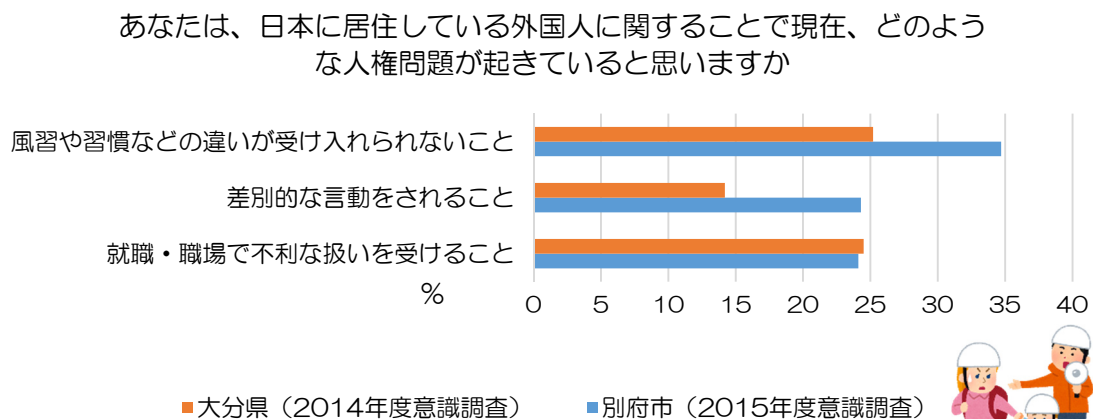
※くわしい内容は、市民課 (TEL21-1135 直通) へお問い合わせください

## ～「レイシャルハラスメント」をご存じですか？～

「レイシャルハラスメント」とは、人種や国籍などに基づくハラスメントのことです。

別府市には、4305人（2018年12月現在）の外国人が暮らしていて、これは大分県全体の約40%にあたります。このことから、別府市が国際的な「多文化共生のまち」であり、学校や職場、地域で、人種や国籍などが異なる人々と生活をともにしたり、同じ目標を持って活動したりすることが多くなっていることがうかがえます。

どんな見方をすることが、差別につながるのでしょうか？



見た目が同じでも、日本と違う国のルーツを持つ人がいます。見た目が違って、日本で生まれ育った人がいます。見た目やどこの国の人かによる決めつけ、排除、また日本の慣習などの強要、それは差別にあたります。**どの国の人であっても、人はそれぞれに文化や習慣はちがいます。それを尊重しあい、お互いが気持ちよく暮らしていける社会にしていきましょう。**



## 別府市長賞

### 『みんながえがおになれるよ!』

南立石小学校三年

安田 凜子

わたしがさいきん読んだ「にじいろのさかな」という本の中で、好きな場面があります。それは、キラキラかがやくうろこを持つにじうおが、まわりの魚にうろこをあげていく中で、なかよくなり、みんながえがおでいっしょに遊ぶようになる場面です。わたしは、まわりの人がえがおになっていくことがとてもうれしいです。だから、にじうおがしたことで、友だちもにじうおもえがおになったこの場面がすきです。

二期期になって、わたしのクラスに外国の友だちが入ってきました。その子はロシア語を話します。きつとその友だちにとって日本の学校は知らないことばかりだろう、と思いましたが、わたしはその友だちの分からないことを教えたい、と思いましたが、でも、はじめは自分の言いたいことを伝えるのがとてもむずかしいということがありました。

こまっついていると、先生が、「場所に連れて行ってあげたり、ジェスチャーを使ったりして教えてあげてみて。」

と、言うので、ジェスチャーを使うとその友だちに言いたいことを伝えることができました。すると、日本語を使って、「ありがとう。」

と言ってくれて、わたしはとてもうれしかったです。その友だちの言っていることを聞いてみると気になることが

ありました。同じ国から来た友だちと話しているとき、えがおで「バカー。」

と、言い合って、手を振っていました。わたしは、そんな言葉を使う子だとは思っていませんでした。びっくりしました。日本語を知ってふざけあっているのかと、びっくりしました。

わたしは、もつとその友だちとなかよくなりたくて、ロシア語のあいさつをお家で調べました。つぎの日、先生にそのことを話しながら、調べたことを読んでみると、「さようなら、またね。」はロシア語で、「バカ。」と言うことに気づきました。その友だちは悪口を言い合っていたのではなく、あいさつしていたのでした。調べた言葉を使って、その友だちにあいさつをするとうれしそうにならずいたり、返事をしたりします。今、わたしのクラスの帰りのあいさつはロシア語でしています。クラスのみんなもその友だちとロシア語であいさつをし合って、楽しそうです。自分の言いたいことが伝わるだけでなく、あい手の言いたいことも分かることが自分にとっても、あい手にとってもうれしいと思いました。

わたしはその友だちの分からないことを教えることが大切だと思っていました。でも、そのことと同じくらい、その友だちの思っていることをわたしたちが分かってあげることがその友だちにとってうれしいことなのかな、と思うようになりました。だから私は、もつとロシア語を知りたいです。休み時間にごっこや長なわをしてみんなで遊んでいると、その友だちの楽しいことや好きなことが分かってくる気がします。わたしたちもその友だちも、遊ぶのがだいすきなので、「にじいろのさかな」みたいにみんなが遊んで、もつとえがおがたくさんいるクラスにしたいです。

2019(平成31)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ ～2019(平成31)年1月作成～  
\*ヒューマンライツ [Human-Rights(人権)] は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です

【編集発行】 別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会  
【協力】 別府市PTA連合会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

